

平成16年12月20日
農 林 水 産 省

W T O 農 業 委 員 会 特 別 会 合 (技 術 会 合) の 結 果 概 要

I 日時・場所

12月13日(月)～17日(金) 於: スイス・ジュネーブ

II 我が国からの出席者

吉村国際部審議官、大杉国際貿易機関室長ほか

III 結果概要

1. 専門家会合

(1) 途上国向け特別セーフガード

G33等が、すべての農産品を対象とし、発動要件として価格基準、数量基準、発動措置として追加関税、数量制限が認められるべき旨主張し、米国、ケアンズ・グループ等が、対象を自由化努力を行った品目に限定し、発動要件として数量基準が望ましく、発動措置として数量制限は認められないこと等を主張。

我が国、ノルウェー、EUは、途上国向け特別セーフガード設計に当たっての特別セーフガード実施の経験の有用性等に言及し、また、我が国は、特別セーフガードの対象を季節性・腐敗性のある品目、一定程度以上の関税削減を実施する品目にも拡大すべき旨を主張。

(2) 品目別AMSの上限の設定方法

G10、EU、米国、豪州、ニュージーランド等が、過去の実績の通報値の平均を使うべき旨を主張し、アルゼンチンが、総合AMSの最終約束水準を各品目についてのUR実施期間中の実績平均値で按分する考えを提示。基準期間に関しては、G10がUR実施期間中の6年のうち最高、最低の年を除いた平均、米国が最近の適当な期間のうち最高、最低の年を除いた平均という考え方を提示。

また、G10は、品目別AMSの記録がない、デミニミス許容水準以下である等の状況にある場合には生産額の一定水準を上限にできる旨を主張。

(3) 国内支持約束についての基準期間

G10が、UR実施期間中の6年のうち最高、最低の年を除いた平均という考え方を提示。

(4) 従価税換算

従価税換算の方法に関して、関税収入額を輸入額で割る「収入方式」の議論には入らず、当面、従量税(の部分)を単価で割る「単価方式」を中心に議論を進めることでコンセンサス。

我が国、米国、EU、ノルウェー等が、実際の輸入価格を用いて計算すべき旨の発言を行い、オーストラリア等が、世界価格(国際価格)を用いて計算す

べき旨の発言を行った。

2. 非公式特別会合（全体会合）

（1）関税削減フォーミュラ（階層方式）等

各階層内の関税削減方式に関して、オーストラリア、チリ等が、UR方式のような平均削減方式に反対し、階層方式が野心的でない場合の上限関税の役割に言及したのに対し、G10、EU、トルコ、ホンジュラス等が、平均削減方式を主張し、スイス方式のようなノン・リニア方式に反対。G20は、この点に関して具体的な発言をせず。我が国、ノルウェーは、上限関税に反対する旨発言。また、G20、G33が、途上国の関税削減は先進国より小さくすべき旨主張。

センシティブ品目に関して、G10が、センシティブ品目の関税フォーミュラは非センシティブ品目のそれと並び立ち（カナダが同趣旨の発言）、センシティブ品目についての市場アクセス改善は非センシティブ品目のそれより小さくなるべきこと等を主張したのに対し、米国、G20が、センシティブ品目の市場アクセス改善についても階層方式の全体的目的が阻害されてはならない旨主張。

特別セーフガードに関して、G10、カナダが存続を主張し、米国、オーストラリア、ニュージーランド、コスタリカが廃止を主張。

SPに関して、G33が、選択基準、扱いの面でセンシティブ品目より更に柔軟性が与えられるべきで、SPは関税削減、関割拡大の対象外とすべき旨主張し、米国が、SPの数は極端に制限すべきで、一定の基準に基づき適切に選定されるべき旨主張。

（2）青の政策の基準

G20が、現行の青の政策が生産増加のために用いられている事例に言及しつつ、青の政策について、1.品目別の上限、削減の規律の導入、2.価格との関連に対する何らかの規律、3.デミニミスを含む黄の政策からの青の政策への移行分の減殺といった考え方を提示（2.については、オーストラリア、ニュージーランド、カナダが同趣旨の発言）。これに対し、EUが反発し、米国は農政改革による黄の政策から緑の政策への移行過程でのセンシティブティへの対応という政治的位置付けに言及。

一方、G10は、青の政策の農政改革上の有用性を主張しつつ、同一の施策が改革なしに青の政策に移行することを防止する必要性を指摘。

3. G10会合の開催

農業委員会特別会合（技術会合）期間中、G10会合を開催し、G10としての共同発言メモ等を調整。

4. 今後の展望

最終日17日（金）の公式特別会合において、グローサー議長から、1.交渉の進め方には基本的に批判はない、2.交渉のペースは遅く、香港閣僚会議でモダリティ又はそれに近いものに合意することを考えれば、モメンタムを今後更に高めていく必要がある、3.来年7月までにはモダリティに近いものの最初のテキストを示せるようにしたい旨発言。

5. 次回以降の農業委員会特別会合

次回以降の農業委員会特別会合は、次のような日程で開催される予定。

2月7日(月)～11日(金)

3月14日(月)～18日(金)(3月16日は農業委員会通常会合)

4月13日(水)～15日(金)、18日(月)・19日(火)

5月30日(月)～6月3日(金)(6月2日(木)は農業委員会通常会合)

7月11日(月)～15日(金)

【連絡先】

農林水産省大臣官房国際部

国際貿易機関室長 大杉

TEL: 03 - 3502 - 8111

(内線6670)

直通: 03 - 3501 - 7403